

# 郡山市民オーケストラ規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は「郡山市民オーケストラ」と称し事務局を置く。

第2条 本会はオーケストラを通して音楽を研究し、地域の音楽文化向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第2章 事 業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 定期演奏会
- 2 地域音楽向上のための演奏活動
- 3 その他必要と思われる諸活動

## 第3章 組 織

第4条 本会は役員、団員をもって組織する。

## 第4章 役 員

第5条 本会は次の役員を置く。任期は2年とし、再任を妨げない。  
補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。但し任期満了後でも、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

- |         |     |                   |
|---------|-----|-------------------|
| 1 団長    | 1名  | 総会において団員より選出する。   |
| 2 顧問    | 若干名 | 団長が委嘱し、総会の承認を得る。  |
| 3 会計監査  | 2名  | 団長が委嘱し、総会の承認を得る。  |
| 4 名誉指揮者 |     | 総会の承認を得て置くことができる。 |

第6条 本会は契約により次の指導者を置く事が出来る。  
一年契約とし契約金は別に定める。

- |                |     |  |
|----------------|-----|--|
| 1 指揮者          | 若干名 | 団長が委嘱し、総会の承認を得る。   |
| 2 ミュージックアドバイザー | 1名  | 団長が委嘱し、総会の承認を得る。<br>a) 運営委員会・選曲委員会・トレーナー人選に助言を与える事ができる。<br>会の最終的な決定には、アドバイザーはこれを尊重する。<br>b) 総会の決定により、指揮者もしくはトレーナーとして契約する事ができる。 |
| 3 トレーナー        | 若干名 | 団長が委嘱し、総会の承認を得る。<br>練習計画に従ってトレーニングを行う。<br>常設トレーナーについては細則に定める。  |

## 第5章 後援会

第7条 本会は本会の主旨に賛同し、オーケストラ活動を支援する後援会を置くことができる。

## 第6章 団 員

第8条 本会の主旨に賛同し、入団を希望する者は書面で届け出るものとする。

第9条 団員は次の諸係を設ける。本係は2年で改選し、団員の互選の上、総会で承認する。  
補欠による諸係の任期は前任者の残任期間とする。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1 コンサートマスター            | 若干名 |
| 2 インспекター             | 若干名 |
| 3 運営委員（総務・企画・会計・楽譜・楽器） | 若干名 |
| 4 パートリーダー              | 若干名 |

第10条 本会は団員より成り、団友を置く事が出来る。

第11条 団友については細則に定める。

第12条 休団及び退団の手続は細則に定める。

## 第7章 会 議

第13条 本会は次の会議を持つ。総会は、委任状を含む役員及び団員の過半数をもって成立し、決議は出席者の過半数を必要とする。

- 1 総会 本会における決議機関で、年一回開催し、規約の制定・改定、予算決算の承認、その他の諸活動を決定する。
- 2 臨時総会 団長が必要と認めた場合、これを開く。
- 3 運営委員会 団長・コンサートマスター・インスペクター・運営委員・パートリーダーで構成し、会の運営に当たる。  
運営に当たりプロジェクトチームを置くことができる。
- 4 選曲委員会 ミュージックアドバイザー、コンサートマスター、インスペクターより各1名、パートリーダーより2、3名、常任の選曲委員1名で構成される。  
常任の選曲委員はアンケート資料・選曲リストを経年的に管理する。  
方針については細則に定める。

## 第8章 会 計

第14条 本会の経費は、会費・事業収入及び補助金・寄付金、その他をもって当てる。

第15条 会費は次の通りとする。なお支払い期間はその年度の7月末までとする。

- 1 団員 年額 一般 24,000 円  
学生 18,000 円
- 2 生計を共にする複数の団員がいる場合は、一般学生の区別なく  
1名につき年額 18,000 円とする
- 3 新入団員 初年度のみ月額 一般 2,000 円  
学生 1,500 円

第16条 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日までとし、会計監査を受けるものとする。

## 第9章 慶弔規定

第17条 団員の慶弔金額は次の通りとする。

結 婚 5,000 円 死 亡 10,000 円

### 付 則

第18条 本会を運営するために必要な細則は別に定める。

第19条 本規約は昭和61年4月1日から施行する。

昭和63年4月1日 改正  
平成 元年4月1日 改正  
平成 3年4月1日 改正  
平成 4年4月1日 改正  
平成 8年4月1日 改正  
平成 9年4月1日 改正  
平成10年4月1日 改正  
平成11年4月1日 改正  
平成13年4月1日 改正  
平成14年4月1日 改正  
平成17年4月1日 改正  
平成21年4月1日 改正  
平成25年6月1日 改正  
平成26年5月31日改正

# 郡山市民オーケストラ細則

## 1. パートリーダー

パートリーダーは演奏上の練習企画、指導、人員の確認・配置、団友の推薦、パート内の諸連絡を行う。

## 2. 団友について

パートリーダーが必要と認めた団員とし、本会の各種行事を補助するものとする。

パートリーダーは総会時に団友の名簿を提出する。

演奏謝礼は出ないが、団費の支払い義務は生じない。

本人の希望があれば団員になることができる。

## 3. 休団、退団について

休団は所定の用紙にて届け出る。

休団期間を過ぎても復帰がなく、意思表示のない場合は退団の取り扱いとする。

休団中の団費は徴収しない。

退団は所定の用紙にて届け出る。

## 4. 定期演奏会選曲方針

基本的に春の演奏会は「名曲」を中心とし、技術的に負担の少ないもの、

秋の演奏会は「大曲」に挑戦する機会と位置づける。

計画は基本的に2年3回を1周期とする。

秋の演奏会候補曲は、周期ごとに選曲委員会がリストを作成し、

この中からアンケート資料をみて、選曲委員会が決定する

ただし原則的に過去に演奏して10年以上経過していないものを除く。

春の演奏会候補曲のリストは選曲委員会が作成する。

春定プロジェクトはこの春のリストの中から候補曲を上げ、選曲委員会が決定する。

## 5. ファミリーコンサート選曲方針

ファミリーコンサートプロジェクトが企画に沿った候補曲を選曲し、選曲委員会がこれを決定する。

## 6. 常設トレーナー

原則としてプロの演奏家をチーフトレーナーとして委嘱し、各セッション・パートのトレーナーの人選を依頼する。

ミュージックアドバイザー・運営委員会で検討の上、委嘱する。

## 7. 楽器・楽譜貸し出し

所定の借用書にて届け出る。

## 8. 各パートでの講師練習について

各パートで講師を招へいして練習をする場合、1年間に1パートにつき2万円を上限として補助する。

## 9. トレーナー補助費

年一人当たり2,000円を徴収する。

※中途入団の場合、9月前入団は2,000円、10月以降入団は1,000円を徴収する。

## 付記

平成17年4月1日改定

平成18年4月1日改定

平成21年4月1日改定

平成25年6月1日改定

平成26年5月30日改定

平成27年6月6日改定

平成28年5月28日改定